大木町の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（16年度末）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考）15年度の人件費率
16年度	人 14,416	千円 4,582,591	千円 130,336	千円 1,029,904	% 22.5	% 23.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
17年度	112	450,315,000	62,723,000	188,303,000	699,341,000	6,244,116

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
　　２　給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 特記事項

(1)については、町長等の特別職、町議会議員等に支給される給料・報酬及び一般職職員に支給される給料等が含まれる。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

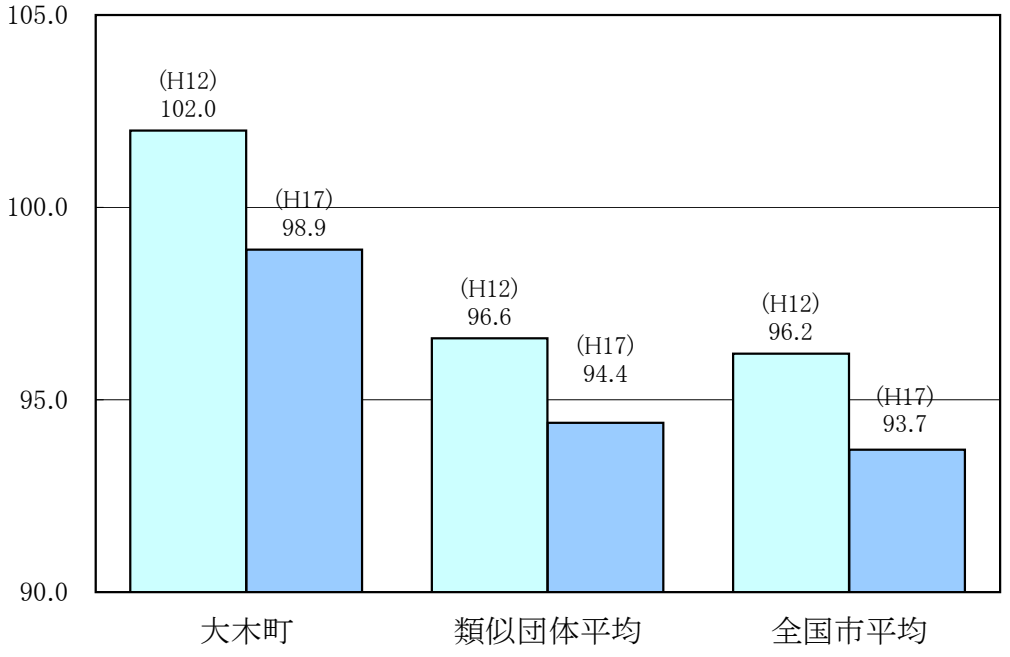

（注）１　ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を１００とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
　　２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（１７年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大木町	歳 40.2	円 333,753	399,520　円 381,489　円
国	歳 40.3	円 329,728	円 382,092
類似団体	歳 42.4	円 333,488	372,573　円 362,088　円

②技能労務職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大木町	歳 38.1	円 317,721	372,721　円 367,366　円
国	歳 48.1	円 285,008	円 316,350
類似団体	歳 48.3	円 304,188	324,170　円 318,756　円

（注）１　「平均給料月額」とは、１７年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（１７年４月１日現在）

区　分		大木町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,700　円	184,400　円	170,700　円	184,400　円
	高校卒	143,300　円	154,300　円	138,800　円	148,500　円
技能労務職	高校卒	143,300　円	154,300　円	－	－
	中学卒	－	－	－	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（１７年４月１日現在）

区　分		経験年数１０年	経験年数１５年	経験年数２０年
一般行政職	大学卒	277,600　円	328,500　円	382,300　円
	高校卒	243,500　円	296,400　円	348,000　円
技能労務職	高校卒	243,500　円	296,400　円	335,900　－
	中学卒	－	－	－

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（1）一般行政職の級別職員数の状況（１７年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1　級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	人 1	% 1.4
2　級	主事又は技師の職務	人 —	% —
3　級	知識経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	人 7	% 9.6
4　級	主任主事又は主任技師、係長又は主査の職務	人 15	% 20.5
5　級	知識経験を必要とする業務を行う係長又は主査の職務	人 13	% 17.8
6　級	課長補佐、相当困難な業務を所掌する係長又は職務の複雑、困難な業務の責任がこれと同程度の主査の職務	人 21	% 28.8
7　級	課長（事務局長）、室長、主幹又は参事の職務	人 15	% 20.5
8　級	知識経験を必要とする業務を行う課長（事務局長）、室長、主幹又は参事の職務	人 1	% 1.4

（注）１　大木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

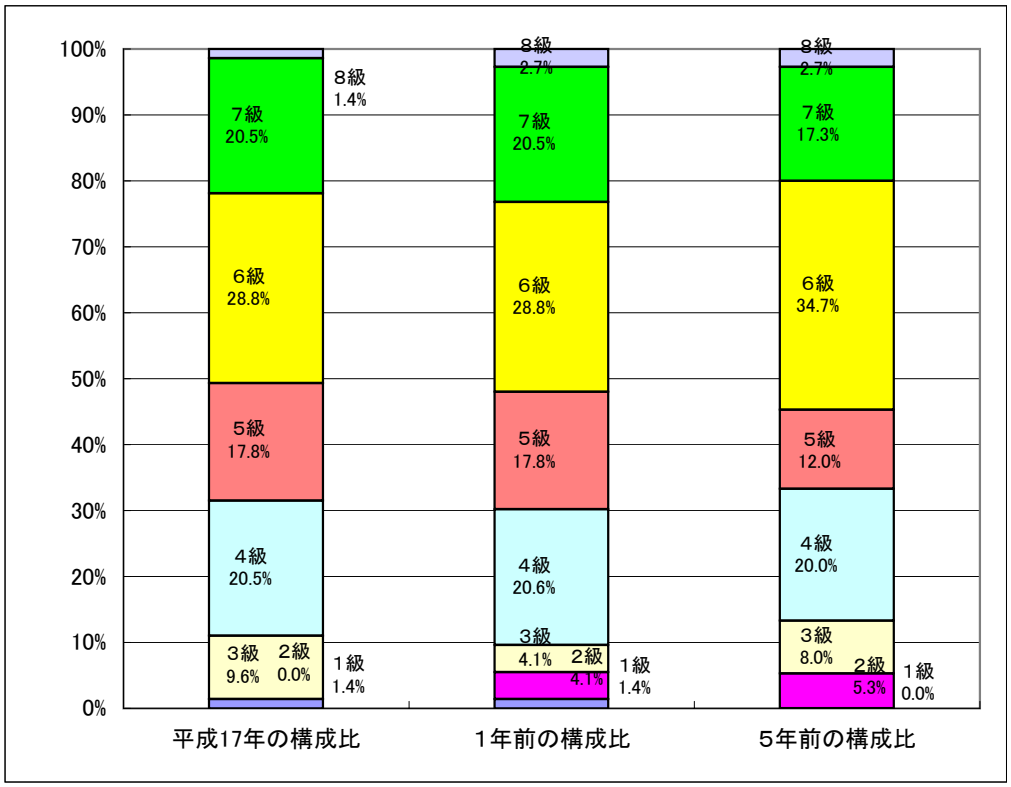

(2) 昇給期間短縮の状況

区分		全職種
16年度	職員数 A	人 116
	普通昇給機関(12～24月)を短縮して昇給した職員数 B	人 10
	比率 B／A	% 8.2
15年度	職員数 A	人 116
	普通昇給機関(12～24月)を短縮して昇給した職員数 B	人 10
	比率 B／A	% 8.2

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大木町	国
1人当たり平均支給額(16年度) 1,685 千円	－
(16年度支給割合) 期末手当 3 月分　勤勉手当 1.4 月分	(16年度支給割合) 期末手当 3 月分　勤勉手当 1.4 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注)　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（１７年４月１日現在）

大木町			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	23.75 月分	42.12 月分	勤続25年	23.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給　勧奨退職1号給加算　)					
1人当たり平均支給額					
定年退職　27,293 千円					

(注)　退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 調整手当（１７年４月１日現在）

支給実績(16年度決算)		13,286 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		114,534 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
大木町	3 %	116 人	0～12 %

(4) 特殊勤務手当（１７年４月１日現在）

支給実績(16年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病手当	従事した職員	伝染病に関する業務	日額 3,000円
行旅死亡人取扱手当	従事した職員	行旅死亡人に関する業務	日額 3,000円
火葬従事手当	従事した職員	火葬に関する業務	1体 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	10,914 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	115 千円
支給実績(15年度決算)	15,279 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(15年度決算)	161 千円

(6) その他の手当（１７年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（16年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）
扶養手当	扶養配偶者13,500円、扶養親族2人まで6,000円(非扶養配偶者の場合は1人6,500円、配偶者がない場合は1人11,000円)、3人目からは1人につき5,000円、特定期間の加算1人5,000円	同じ		12,852 千円	210,688 円
住居手当（持ち家）	持ち家 3,500円	異なる	国は新築又は購入後5年間のみ2,500円	5,971 千円	102,948 円
住居手当（借家）	ア 月額23,000円以下の家賃の場合は家賃の月額から12,000円を控除した額 イ 月額23,000円を超える家賃場合は、月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額		国は最低支給限度額が12,000円		
通勤手当（交通用具利用者）	通勤距離20km以上10,200円を最高支給額として、通勤距離区分を9段階に区分して支給	異なる	国は通勤距離60km以上24,500円を最高支給限度として13段階に区分	5,560 千円	47,118 円
通勤手当（交通機関利用者）	交通機関等の場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額	同じ			
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員課長等 10%	異なる	国は俸給の特別調整額として給料の10%から25%を支給	6,173 千円	514,417 円

５ 特別職の報酬等の状況（１７年４月１日現在）

区分		給料月額等	(参考)類似団体における最高／最低額
給料	市区町村長	706,500 (785,000 減額10%) 円	838,000 円／ 590,400 円
	助役	584,040 (628,000 減額 7%) 円	648,900 円／ 472,400 円
	収入役	569,390 (587,000 減額 3%) 円	605,200 円／ 526,500 円
報酬	議長	307,000 円	381,000 円／ 257,500 円
	副議長	250,000 円	324,000 円／ 195,000 円
	議員	233,000 円	316,000 円／ 176,500 円
期末手当	市区町村長 助役 収入役	(16年度支給割合) 3.0 月分	
	議長 副議長 議員	(16年度支給割合) 3.0 月分	
退職手当	市区町村長 助役 収入役	(算定方式) 福岡県市町村職員退職手当組合規約により支給	(支給時期) 任期満了後

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数 平成16年	職員数 平成17年	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	議会	2	2	0	
	総務	23	22	−1	合併協議会解散など
	税務	8	8	0	
	農林水産	10	9	−1	土地改良業務など
	土木	13	13	0	
	民生	27	27	0	
	衛生	8	10	2	資源循環型施設業務など
	小計	91	91	0	
特別行政部門	教育	17	17	0	
	小計	20	20	0	
公営企業等会計部門	水道	3	3	0	
	その他	5	5	0	
	小計	8	8	0	
合計		116 [121]	116 [116]	0 [ ]	

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。

２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（１７年４月１日現在）

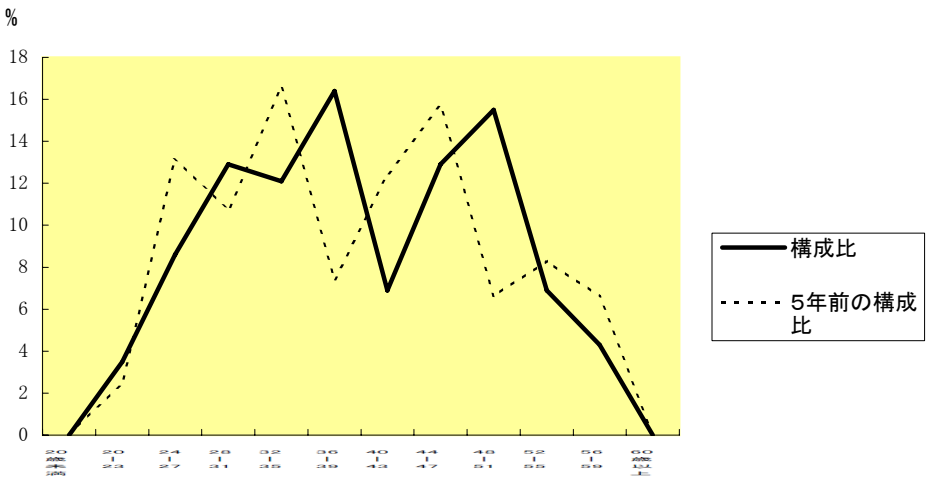

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 4	人 10	人 15	人 14	人 19	人 8	人 15	人 18	人 8	人 5	人 0	人 116

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成21年3月31日	6．0%削減

② 平成２２年４月１日現在における定員の数値目標

集中改革プラン（平成17年度～平成21年度に基づき、7名を削減予定